

一般質問通告書一覧（6月16日）

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める理事者
 <p>(30番) 宮本 次郎 (日本共産党)</p>	<p>1 憲法を巡る問題について</p> <p>知事はこれまで、憲法に対する認識を問われた際に、99条に基づく憲法擁護義務について明確に考えを示してこられたが、まもなく行われる参議院議員選挙でも焦点となっている平和安全法制と、立憲主義を巡る問題について、知事の所見を伺いたい。</p> <p>2 ホテルを核とした交流拠点整備について</p> <p>(1) 220億円もの巨額を投じてまちづくりを行い、国際ブランドの高級ホテルを誘致するという手法は、大企業に対する「お手盛り」との批判を免れないと考えるがどうか。また、今回のプロジェクトにおける経済効果の根拠は曖昧であり、税金を投入して富裕層を呼び込むという手法に県民合意はないと考えるがどうか。</p> <p>(2) 今回誘致した高級ホテルは世界各地で高層ホテルを展開しており、高さ規制を取り払えという要求が出てきた場合、奈良の観光地としての魅力が損なわれると考えるがどうか。</p> <p>(3) このような大規模プロジェクトの入札の応札が1社であったこと、また、評価得点も最優秀であると同時に最下位とも言える結果について、競争原理及び適正な評価という観点から正当性が疑問視されると考えるが、所見を伺いたい。</p>	<p>知 事</p> <p>知 事</p>

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める 理事者
<p>(30番) 宮本 次郎 (日本共産党)</p>	<p>3 信貴山城・椿井城など、中世の城郭跡の今後の活用について</p> <p>今後、中世の城郭跡などの遺跡についての調査が進んでいく中で、これらの遺跡をどのように観光誘客などへの活用に結びつけるのか伺いたい。</p> <p>4 「子ども食堂」の取組への支援について</p> <p>「子ども食堂」の取組をさらに広げるために、他府県での取組事例やこの取組に有益な情報の収集・提供・周知など、県として相応しい支援が求められると考えるがどうか。</p> <p>5 県道椿井王寺線拡幅事業の進捗と、生活道路における交通安全対策について</p> <p>(1) 県道椿井王寺線の渋滞が、抜け道として住宅街への自動車通り抜けを招いていると考えるが、懸案である県道椿井王寺線拡幅事業の進捗見通しについて伺いたい。</p> <p>(2) 住宅街を通り抜ける自動車に対する歩行者の安全対策が求められると考えるが、いわゆる生活道路における交通安全対策の取組について伺いたい。</p>	<p>知 事</p> <p>こども・女性局長</p> <p>県土マネジメント 部 長</p> <p>警 察 本 部 長</p>

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める 理事者
 <p>(27番) 岩田 国夫 (自民党奈良)</p>	<p>1 歴史文化資源の活用について</p> <p>奈良の強みである歴史文化資源を活用し、国内外からの観光客の誘致促進を図るとともに地域の活性化につなげることが重要であると考えているが、どのような施策を進めていくのか。</p> <p>2 認定こども園の推進について</p> <p>幼稚園は定員に余裕がある一方で保育所では待機児童が発生していることから、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園を推進することが待機児童解消に向けた有効な方策の一つと考えるが、県ではどのように進めていくのか。</p> <p>3 鳥獣害対策について</p> <p>野生鳥獣による農業被害を軽減するためには、野生鳥獣を捕獲する「個体数調整」の取組を充実すべきと考えるがどうか。</p> <p>4 県産畜産物の知名度向上や販路拡大について</p> <p>大和肉鶏は品質が良く美味しいにも関わらず、まだまだ消費者への認知度が低いと感じている。県産畜産物の知名度向上や販路拡大を積極的に進めていくことが重要と考えるが、県ではどのように取り組んでいくのか。</p> <p>5 天理市内の道路・河川整備について</p> <p>(1) 県道福住横田線の櫛本工区の歩道整備について、現在の状況と今後の見通しについて伺いたい。</p>	<p>知 事</p> <p>知 事</p> <p>農 林 部 長</p> <p>農 林 部 長</p> <p>県土マネジメント 部 長</p>

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める 理事者
(27番) 岩田 国夫 (自民党奈良)	(2) 布留川北流の河川改修の現在の状況と今後の見通し及び、布留川本流の河川改修を行わない理由について伺いたい。	
 (9番) 川田 裕 (なら維新の会)	<p>1 生駒市西松ヶ丘地内の砂防指定地における条例違反事案に係る県の取組について</p> <p>生駒市西松ヶ丘地内の砂防指定地における無許可による盛土の事案については、人命にもかかわる問題である。</p> <p>本事案はいつ発覚したのか。また、当初の担当部署はどこで、事案解決に向け、県内部での協議はどのように行われたのか。その結果、行為者に対して、行政指導をいつ、どの程度行ったのか。その後、いつ行為者の所在が不明となり、県は、行為者不在の事実に対して、いつ、どのような対応をしたのか。さらに、それまでの過程で弁護士相談を実施したと思うが、相談結果はどのような内容だったのか。</p> <p>また、部長、副知事、知事は、本事案について、いつ担当部署から報告を受け、知ったのか。地域住民に対しては、県の対応方針等についての説明会は何回開催してきたのか。事案発覚から現在まで時間を要しているが、人命に対する本事案に対し、どのような認識のもと、本格的調査などの対応がとられなかったのか、その理由についてもあわせて伺いたい。</p>	知 事

質問者名	質問項目及び質問の要旨	答弁を求める 理事者
<p>(9番) 川田 裕 (なら維新の 会)</p>	<p>2 奈良市月ヶ瀬地内の砂防指定地における条例違反事案に係る県の取組について</p> <p>奈良市月ヶ瀬地内の砂防指定地における条例違反事案についても、生駒市西松ヶ丘と同様、人命にもかかわる問題である。</p> <p>本事案はいつ発覚したのか。また、当初の担当部署はどこで、事案解決に向け、県内部での協議はどのように行われたのか。その結果、行為者に対して、行政指導をいつ、どの程度行ったのか。さらに、それまでの過程で弁護士相談を実施したと思うが、相談結果はどのような内容だったのか。</p> <p>また、部長、副知事、知事は、本事案について、いつ担当部署から報告を受け、知ったのか。地域住民に対して、県から説明を行ってきたのか。事案発覚から現在まで時間を要しているが、人命に対する本事案に対し、どのような認識のもと、平成28年3月まで刑事告発などの対応がとられなかったのか、その理由についてもあわせて伺いたい。</p> <p>3 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく受益者負担について</p> <p>奈良県では、「地方財政法」第27条に基づき、急傾斜地崩壊対策事業に係る市町村負担金を徴収していることは承知している。しかし一方で、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第23条第1項に「都道府県は、都道府県営工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該都道府県営工事に要する費用の一部を負担させることができる。」、また同条第2項に「前項の場合においては、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、都道府県の条例で定める。」とある。奈良県では、なぜ同法に基づく条例をこれまで定めていないのか。</p>	<p>知 事</p> <p>県土マネジメント 部 長</p>